



政府開発援助(ODA)と技術協力

総務部長兼事業部長・主任研究員 孕石 健次

最近発表された経済協力開発機構(OECD)開発援助委員会の報告によると、2001年にメンバー国により供与された ODA は 514 億ドルで前年の 537 億ドルから 4%の減少となった。特徴的なのは 2000 年まで 10 年間に亘って最大の ODA 供与国であった日本が前年比 28.4%減の 96 億 7800 万ドルとなり、同 9.3%増 108 億 8400 万ドルを供与した米国に最大の ODA 供与国としての座を明け渡したことである。OECD はその要因として、円相場の 12%の下落や国際機関に対する出資金実行の遅れ等を挙げているが、日本の財政事情悪化とこれに伴う日本国内での ODA 方針見直しの機運が強まって来たことがより根本的な要因として挙げられよう。

日本は資源、エネルギー、市場を海外に強く依存してきた。そのため、アジアを中心とする世界との共生は日本の生存と繁栄の不可欠の条件であった。特に、巨額の貿易黒字を毎年計上する我が国はその豊富な外貨資金を、貧困に苦しむ途上国に対する支援や紛争の解決、難民救済、環境破壊等の世界が抱える諸問題に対して提供する国際的責任を負っている。一方、日本の厳しい経済・財政状況の中で巨額の予算措置を伴う ODA を国民の納得が行く目的に効率的に活用し、しかも日本の ODA が受入国に正しく評価される「顔の見える ODA」にすることが強く求められている。「第 2 次 ODA 改革懇談会」は今年 3 月 29 日に発表した最終報告の中で、ODA 改革の柱として、(1)国民の心、知力と活力を総結集した ODA、(2)戦略を持った重点的・効果的な ODA、(3)ODA 実施体制の抜本的整備の 3 点を挙げている。また、この柱に沿って国民参加の ODA、日本の技術力や優位性を発揮出来る分野への配慮の必要性を提唱している。

ODA には大きく分けて無償資金協力、借款、国際機関への拠出、技術協力の 4 つの分野がある。ちなみに 2002 年度の政府全体の ODA 予算を見ると総額 9,106 億円に対して、無償資金協力が 2,321 億円(25.4%)、借款 2,191 億円(24.1%)、国際機関 1,180 億円(12.9%)、技術協力 3,415 億円(37.5%)となっている。上記の ODA 改革懇談会の趣旨に沿って、今最も強化すべきは、色々な形で国民の参加が可能となる無償資金協力及び技術協力であるが、今年予算においてもその方向での重点配分がなされて来ている。無償資金協力の中身は感染症対策や子供の福祉といった人道的支援に関するもの、草の根無償、NGO 支援や留学生研究支援等の国民参加が可能となるものが多く含まれている。技術協力は主に海外協力事業団(JICA)が行っているが、企業戦士 OB の専門家派遣を中心とする海外技術協力や青年海外協力隊などのボランティア派遣、逆に、途上国の技術

者受入研修や青年招聘がその中心である。

我が国の技術支援を拡充するに当っては以下のような幾つかの点で改善が求められる。

(1)被援助国のオーナーシップ(注 1)をいかに高めるか：我が国の政策アドバイザーは独力でアドバイスを纏めることが多いと言われるが、欧米諸国の技術支援のやり方を参考として、現地の職員や専門家とのチームアップや一部費用負担を求める等の方法が考えられる。

(2)技術支援で派遣する専門家の質の向上：我が国の技術支援では当該国の事情を良く知らない専門家が派遣されたり、日本人のみが派遣されるケースが多い。日本のチームに現地の専門家や近隣の先進国の専門家を入れることや、専門家については、たとえば金融関係であれば現地経験豊かな銀行のシニアスタッフが研究所やコンサルティング会社に多数いる場合が多いので、これらの経験者を JICA ベースで活用する(当該個人の身分を保証するため、個人契約ではなく、研究所との契約にする等)ことを工夫する余地がある。

(3)他のドナー国との協調：民間企業債務再編や現地金融機関再編などの政策課題については、利害関係者が多岐に亘りかつアドバイスが複雑となるので、他のドナー国と協調してアドバイザリーチームの一員として専門家を派遣することが考えられる。

(注 1) 途上国が主体的に取り組めるよう被援助国が自ら主体となって取り組むことをオーナーシップと呼ぶ。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2002 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-Chōme, Chūō-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934 (代) ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>